

業務及び財産の状況に関する説明書

【令和2年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

Teneo Partners株式会社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号 Teneo Partners株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

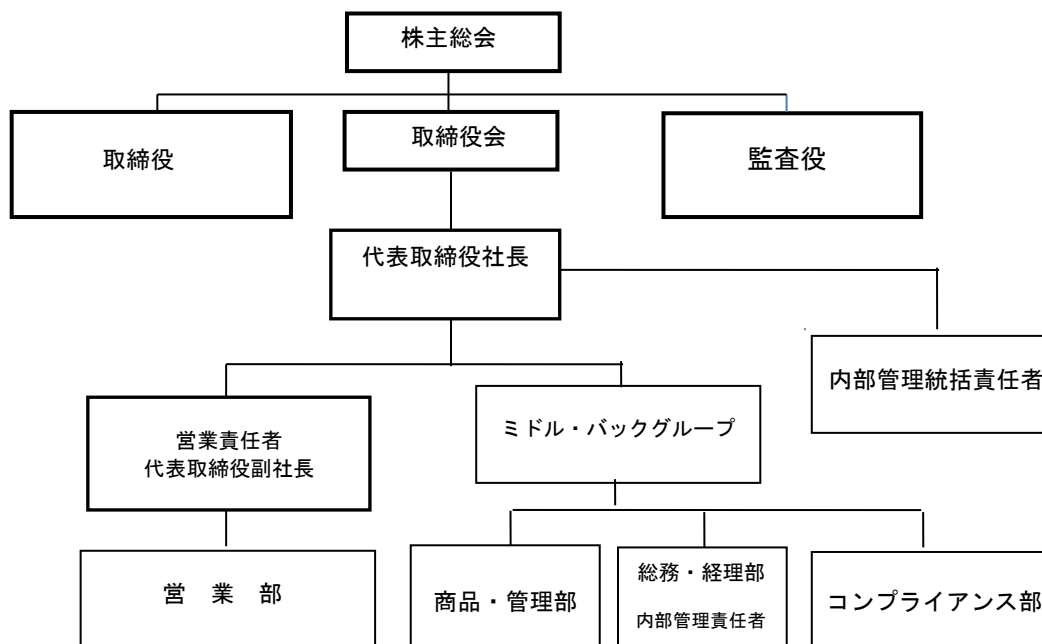
平成22年1月8日（関東財務局長（金商）第2315号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成21年8月	会社設立（資本金10百万円）
平成22年1月	投資助言・代理業登録（平成23年8月に廃止）
平成22年5月	金融商品仲介業登録（平成23年8月に廃止）
平成23年4月	増資（資本金75百万円）
平成23年8月	第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業登録
平成28年1月	増資（資本金78.5百万円）
平成28年2月	増資（資本金84.5百万円）

(2) 経営の組織



令和2年12月31日現在

4. 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. Teneo Partners Limited	1,690株	100%
計 1 名	1,690株	100%

5. 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

（令和2年12月31日現在）

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	スタンレー・ハワード	有	常勤
代表取締役副社長	梅津 一幸	有	常勤
取締役	ダグラス・ピーター・ポール	無	非常勤
取締役	三好 正文	無	非常勤
監査役	西村 幸宏	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏名	役職名
藤本 徹	コンプライアンス部長

7. 業務の種別

(1) 当社が業として行う行為又は業務は、次に掲げるものとします。

- ①第一種金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項第9号に定める行為のうち、有価証券の募集又は私募の取扱い等）
- ②有価証券等管理業務
- ③第二種金融商品取引業

(2) 当社が金融商品取引業に付随して行う業務は、次に掲げるものとします。

- ①有価証券に関連する情報の提供又は助言に係る業務
- ②他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- ③通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

- ④外国投資信託の受益証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理
- ⑤外国投資証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
- ⑥日本証券業協会「外国証券の取引に関する規則」に規定された代行協会員としての行為

(3) 当社が取り扱う有価証券の種類は、次に掲げるものとします。

- ①金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券
- ②金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券
- ③金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資証券又は外国投資証券
- ④金融商品取引法第2条第1項第17号及び第5号に規定する外国の者の発行する証券で社債券の性質を有するもの
- ⑤金融商品取引法第2条第2項第1号または第2号に規定する信託の受益権
- ⑥金融商品取引法第2条第2項第4号に規定する権利
- ⑦金融商品取引法第2条第2項第5号に規定する権利
- ⑧金融商品取引法第2条第2項第6号に規定する権利

8. 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目2番4号ヒューリック西銀座第2ビル6階

9. 他に行っている事業の種類

その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

・第一種金融商品取引業

金融商品取引法第37条の7第1項第1号イに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）と手続実施基本契約を締結しております。

・第二種金融商品取引業

金融商品取引法第37条の7第1項第2号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）に利用登録を行っております。

また、当社は、苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等の紛争等解決の業務に適切に協力するものとします。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
日本証券業協会
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当事項はございません。
13. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

○当期の概要

今期は、ビジネスモデルの柱である機関投資家へのファンド販売が成約したことに加え、外国籍公募投資証券が収益に寄与しました。

コロナ感染症拡大の影響により外国籍ファンドの運用会社の来日が無くなり、販売支援業務による収益は計画を大きく下回り未達となったものの、営業収益は16%増となりました。

今後においては、コロナ禍の影響を受けながらも販売成約に努めて参りたいと思っております。

○当期の経営計画とその達成状況を踏まえた評価

経営計画の達成状況については、機関投資家へのファンド販売が拡大した事と、証券会社との連携による外国籍ファンドの販売残高が増加し今期収益へ寄与しました。

○前期と当期を比較した特色

今期の営業収益をセグメント別にみると管理業務の収益が増加し前期比40%増加しました。

販売支援業務は、コロナ禍の影響を受け外国籍ファンドの運用会社からの訪日が皆無となり収益計画を下回りました。

販売業務は、コロナ禍の影響で株式市場の乱高下を受け、落込みとなりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成30年12月期	令和元年12月期	令和2年12月期
資本金	84	84	84
発行済株式総数	1,690株	1,690株	1,690株
営業収益	160	194	225
(受入手数料)	160	194	225
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料))	16	22	6
((その他の受入手数料))	143	172	219
純営業収益	160	194	225

経常損益	27	-9	24
当期純損益	26	-9	21

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

該当事項はございません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

区分		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出の取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
平成 30 年 1 2 月 期	株券 (外国投資証券)	—	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	1,202	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	1,202	—
令和 元年 1 2 月 期	株券 (外国投資証券)	—	—	—	—	—	1,535	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	867	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	2,403	—

(単位：百万円)

区分		引受 高	売出高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募集の 取扱高	売出の 取扱高	私募の 取扱高	特定投資 家向け売付 け勧誘等 の取扱高
令和 2年 12 月 期	株券 (外国投資証券)	—	—	—	1,529	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	234	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	1,529	—	234	—

(3) その他業務の状況

その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

- ① 当社の親会社であるTeneo Partners LimitedがItau.Unibanco S.Aを新光投信株式会社を紹介し、同社が新光ブラジル債券ファンド組成しました。平成23年12月にTeneo Partners Limitedから当社は契約の移管を受け、Itau.Unibanco S.Aより平成23年7月から発生のマネジメント・フィーを受領しております。
- ② 国内アセットマネジメント会社を海外のファンド運用会社を紹介、その残高に対する管理報酬及びパフォーマンスフィーの一部を運用会社から受領しております。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

		平成30年12月期	令和元年12月期	令和2年12月期
自己資本規制比率 (A/BX100)		227.8%	172.0%	200.0%
固定化されていない自己資本 (A)		101	91	114
リスク相当額 (B)		44	53	57
	市場リスク相当額	1	1	1
	取引先リスク相当額	6	7	7
	基礎的リスク相当額	35	44	48

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	平成30年12月期	令和元年12月期	令和2年12月期
使用人	11	13	11
(うち外務員)	11	13	10

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和元年12月期	令和2年12月期
[現金・預金]		
普通預金	72	96
預託金	0	0
現金・預金合計	72	96
[他流動資産]		
募集等払込金	25	—
未収入金	30	28
前払費用	1	0
その他の流動資産	0	3
流動資産合計	129	128
[有形固定資産]		
建物	0	0
器具備品	0	0
有形固定資産計	0	0
[無形固定資産]		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産計	0	0
[投資その他の資産]		
長期差入保証金	10	10
長期前払費用	1	1
投資その他の資産合計	11	11
固定資産合計	12	12
資産合計	142	141
[他流動負債]		
前受収益	0	1
未払金	9	8
未払法人税等	0	3
預り金	26	0
流動負債合計	37	14
負債合計	37	14

[資本金]		
資本金	84	84
資本金合計	84	84
[利益剰余金]		
繰越利益	30	21
当期純損益金額	-9	21
繰越利益剰余金合計	21	42
利益剰余金合計	21	42
純資産合計	105	127
負債・純資産合計	142	141

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和元年12月期	令和2年12月期
[営業収益]		
募集・売り出しの手数料	22	6
その他の受入手数料	172	219
営業収益合計	194	225
[販売管理費]		
役員報酬	21	19
給料手当	98	105
歩合外務員報酬	—	—
法定福利費	16	15
広告宣伝費	0	0
交際費	1	0
会議費	0	0
旅費交通費	3	0
通信費	3	3
消耗品費	0	0
事務用品費	1	0
修繕費	—	0
水道光熱費	0	0
新聞図書費	0	0
支払手数料	30	26
保険料	0	—
租税公課	0	0

支払報酬料	1	1
減価償却費	1	1
寄付金	0	0
不動産賃貸料	15	16
器具・備品	2	2
業務委託費	1	1
取引所・協会費	2	2
雑費	—	0
販売管理費計	204	200
営業損益金額	-9	25
[営業外収益]		
受取利息	—	—
雑収入	0	0
営業外収益合計	0	0
[営業外費用]		
雑損失	0	0
営業外費用合計	0	0
経常損益金額	-9	24
[当期純損益]		
税引前当期純損益金額	-9	24
法人税・住民税及び事業税	0	3
当期純損益金額	-9	21

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		令和元年12月期	令和2年12月期
資本金	前期末残高	84	84
	当期変動額		
	当期末残高	84	84
利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	前期末残高	30	21
	当期変動額		
	当期純利益金額	-9	21
	当期末残高	21	42
利益剰余金合計	前期末残高	30	21

	当期変動額	-9	21
	当期末残高	21	42
株主資本合計	前期末残高	115	105
	当期変動額	-9	21
	当期末残高	105	127
純資産の部合計	前期末残高	115	105
	当期変動額	-9	21
	当期末残高	105	127

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当事項はございません。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はございません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

監査法人等による監査は行っておりません。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社における内部管理については社内規程、内部監査規程及びコンプライアンス・マニュアルの定めに基づき、法令・諸規則等の遵守状況、業務の活動状況、会計処理の状況のほか会社が必要と認める事項について、コンプライアンス推進体制のもと実施しております。

コンプライアンス推進体制

① コンプライアンス部会

管理部門によるコンプライアンス関連の懸案事項について提案・協議を行いコンプライアンス委員会に上程します。

② コンプライアンス委員会

コンプライアンス部長を議長とし、コンプライアンス部会で提案協議されたコンプライアンス関連の案件や緊急を要する案件について必要に応じて機動的に報告・承認・決裁の意思決定を行い次回の取締役会で報告・承認（追認）を行います。

③ 取締役会

取締役会は、当社の業務執行に係る最高意思決定機関として、コンプライアンス態勢の確立に最終的な責任を持ちます。

取締役会のコンプライアンス推進における主な具体的役割としては、以下のものが挙げられます。

- ・ コンプライアンス・マニュアルを始めとする基本的な規程類の制定
- ・ コンプライアンス推進のための組織の整備
- ・ コンプライアンス確保状況のモニタリング
- ・ 重要な方針・個別事案に係る意思決定

各取締役及び監査役は、取締役会の議論への参加等を通じて、当社のコンプライアンス態勢の監視を行います。

④ 代表取締役

代表取締役は、取締役会の決定する方針に基づき、当社の業務執行を統括します。

コンプライアンスに係る事項についても、取締役会において決すべき事項以外の事項に関する最終的な判断権限と責任を有します。

⑤ 内部管理統括責任者

内部管理統括責任者は、日本証券業協会「協会の内部管理責任者等に関する規則」（以

下、「内部管理責任者規則」)に基づき設置される役職で、当社の営業活動における法令等遵守及び内部管理の確保に統括的な責任を有します。

当社では、コンプライアンス部長が内部管理統括責任者を兼ねます。

⑥ 内部管理責任者

内部管理責任者は、上記と同様、内部管理責任者規則に基づき設置される役職で、内部管理統括責任者の指揮・監督の下、担当する営業単位における法令等遵守状況の検証等の内部管理業務を所管します。

当社では、総務・経理部長が内部管理責任者を兼ねます。

⑦ コンプライアンス部

コンプライアンス部は、当社の法令等遵守管理を統括する部門として、規程類の整備、研修・指導の実施、対外文書の審査、法令等遵守状況のモニタリング、コンプライアンスに係る個別事案の検討等の業務を所管します。又、コンプライアンス統括部署は（内部監査を兼務）社長直轄の部署です。

⑧ 各部門長

各部門の長は、所管する部門における法令等遵守に一義的な責任を有し、自らの業務執行及び管下職員の指揮・監督に責任を有します。

営業部の長は、内部管理責任者規則に基づく営業責任者を兼ねます。

2. 分別管理の状況

(1) 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	平成30年12月31日現在の金額	令和元年12月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	—	—
顧客分別金信託額	0	0
期末日現在の顧客分別金必要額	—	—

(2) 有価証券の分別管理の状況

① 保護預り等有価証券

有価証券の種類		令和元年12月31日現在		令和2年12月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株券	株数	— 千株	2,161千株	— 千株	15,739千株
債券	額面金額	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
受益証券	口数	— 百万口	460百万口	— 百万口	604百万口
その他	数量	—	—	—	—

② 受入保証金代用有価証券

該当事項はございません。

③管理の状況

外国受益証券・外国投資証券

海外の保管機関において混合管理しております。お客様の持分については当社の帳簿等により直ちに判別できるように管理しております。また、月次で、お客様の持分を記載した帳簿と第三者保管機関における残高とを照合しております。

(3) 金融商品取引法第43 条の3の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はございません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はございません。

以上